

公益法人立入検査～よくある指摘・指導事項チェックリスト～

項目名	対応	☑欄
①事業実施に関すること(84件)		
移行認定申請書や事業報告書の事業内容と実際の実施状況が異なっていた(27件)	移行認定申請書や事業報告書と現在の実施事業に追加・変更・廃止や実施方法の変更がないか確認。該当がある場合は、変更認定・変更届を行う。	
事業に関して必要な手続きが一部適切に実施されていなかった(17件)	申請書等に記載されていない事業の実施方法について確認。 (例)選考委員会規程に基づいて選考を行っているか、助成金の実績報告を徴しているか等。	
事業に関する規程の整備が不十分だった(12件)	申請書等に記載されていない事業の規程の整備について確認。 (例)選考や審査基準を定めているか等。	
事業に関する決裁に誤りや漏れがあった(9件)	事業実施に関する決裁区分の誤りや決裁漏れがないか確認。	
事業に関する資料の一部が適切に記録・保存されていなかった(19件)	事業を実施したことを確認できる記録が全ての事業についてそろっているか確認。 (例)成果物・写真・業務日誌など	
②法人運営(275件)		
【理事会関連】		
理事会・社員総会・評議員会の招集手続きが適切に行われていなかった(24件)	理事会・社員総会・評議員会の招集手続きが法令に則って行われているか確認。 (例)招集通知は、招集時点の役員に開催日の中1週間以上前に書面等記録に残る形で行う。 ※定款により中1週間を下回る期間を定めた場合も、理事会決議により社員総会を行う場合は理事会から中1週間以上空けて招集する。決算承認を行う評議員会・社員総会は理事会で招集の決議及び決算承認を行った日から中2週間以上空けて招集する。	
事業報告及び計算書類等の承認に係る理事会と社員総会や評議員会の開催間隔が2週間より短かった(16件)	決算承認に関する理事会と社員総会や評議員会の開催日を中2週間以上空けているか確認。	
理事会において自己の職務の執行状況報告を行っていなかった(41件)	理事会において自己の職務の執行状況報告を適切な回数行っているか確認。 ※業務執行理事という名称ではない業務執行理事(副理事長等)も必要な場合があるので注意	
監事が特別な理由無く理事会を欠席していた(18件)	監事全員が理事会に出席できるように開催日程の調整を行う。	
事業計画等が理事会等で承認されていなかった(10件)	事業計画書・収支予算書・資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類を理事会(社員総会・評議員会の承認が必要な場合は当該社員総会又は評議員会)で決議しているか確認。	
理事会において社員総会・評議員会開催に係る日時、場所及び議題等の決議が適切に実施されていなかった(21件)	理事会で社員総会・評議員会の開催について法令上決議が必要な事項が決議されているか確認。(参照)一般法第38条及び第181条	

理事会等について、委任状に関する手続きが一部適切に実施されていなかった(9件)	(理事会・評議員会)理事・監事・評議員の委任状による出席や議決権行使は不可。 (社員総会)社員総会開催を決議する理事会での委任状の使用の有無に関する決議や、委任状の記載事項(代理人の記名がされているか等)について確認。	
理事会等に関する手続きが一部適切に実施されていなかった(11件)	理事会の運営に関する事で法令や内規違反がないか確認。 (例)理事会と評議員会・社員総会は適切な期間を空けて開催されているか、決議の省略の手続きについて法令違反はないか、役員の改選や選挙等に内規違反はないか等	
議事録の作成に不備があった(作成漏れ、記名・押印漏れ、記載漏れ)(23件)	理事会・社員総会・評議員会等の開催された議事録がすべてそろっているか確認。 定款で定められた記載事項や記名・押印が行われているか確認 法令で定められた議事録記載事項について確認(参照:一般法施行規則第11条・15条・60条)	
【規程関連】		
法人運営に関して必要な手続きが一部適切に実施されていなかった(13件)	定款や内部規程で定められた内容が定められたとおり実施されているか確認。 (例)基本財産の買い換え、役員報酬の支給内容、会員の入退会手続き等	
定款や法人の内部規程等で定めることになっている事項が定められていなかった(28件)	定款や内部規程等で定めることとされている事項がないか確認。 (例)各種届出等の様式の制定、会員の入会や退会に関する手続き ※内部規程が旧公益法人制度時代のままになっていないかについても確認	
【意思決定】		
法人の意思決定に関する体制整備が不十分だった(29件)	代表理事や業務執行理事の職務権限について規程等で明確に定められているか確認。 ※「代表理事が法人の業務の執行について関与していなかった」という指摘事項もありました。	
法人運営に関する決裁に誤りや漏れがあった(10件)	法人の意思決定に関する決裁について、正しい決裁区分で決裁が行われた書類が保管されているか確認。	
【その他】		
備え置きや公告が必要な書類が準備されていなかった(22件)	法令や定款で備え置きや公告が必要な書類が用意されているか確認。 (例)認定法第22条で規定する財産目録等について備え置いているか確認 定款で定めた方法で貸借対照表を公告しているか確認	
③会計処理(22件)		
法人の経理的基礎に関する指摘(3件)	①財政基盤(法人の財政の見通し)②経理処理・財産管理の適正性(財産の管理・運用体制や会計帳簿の整備)③情報開示(監事監査の実施方法)等について確認。	
会計処理の処理方法の一部が適切に実施されていなかった(12件)	会計処理が適切に行われているか確認。 (例)財産の管理・確認方法、各種帳簿や伝票の処理方法、収入・支出の内容、区分経理等	
会計処理に関する規程の整備が不十分だった(7件)	会計処理に関して法令上必要な規程等が整備されているか確認。 (例)資産取得資金及び特定費用準備資金に関する取り崩し等の手続きの整備(資金の積立がある場合は必置)、会費収入を50%を超えて法人会計に計上する際の用途の決定など	

※上記チェックリストに例示されている内容以外でも法令や定款、内規等に違反している場合、立入検査時に指摘・指導事項となる場合があります。
法人の運営に際しては、適宜法令や定款、内規を確認し自主点検に努めていただきますようお願いします。